

令和 7 年度

いじめの現状と課題について

豊橋市教育委員会 学校教育課

目次

- 1 いじめの定義といじめの認知
- 2 いじめの現状について
- 3 豊橋市としての取り組みの
成果と課題
- 4 今後の方向性

1 いじめの定義といじめの認知

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

【いじめ防止対策推進法】

1 いじめの定義といじめの認知

(2) いじめの認知について

○学校によるいじめの認知

- ・ 児童生徒への見守りや声かけ
- ・ 定期的な生活アンケート、個別面談
- ・ 保護者や友人、関係機関からの情報提供
- ・ 教職員による情報交換

生活サポート委員会等
で情報共有

→ いじめの認知

○豊橋市いじめの認知件数月例報告

- ①各学年におけるいじめの認知件数
- ②いじめの発見の発端（どのように認知したか）
- ③いじめの様態（どのような行為か）

毎月、学校ごとに①～③の数値を計上し、教育委員会へ報告

2 いじめの現状について

(1) 小学校のいじめの認知件数について

① 学年別

	R4計	R5計	R6計	前年比
1年	1,371	1,427	883	62%↓
2年	1,243	1,179	705	60%↓
3年	955	797	842	106%
4年	657	708	834	118%↑
5年	678	817	644	79%
6年	522	512	414	81%
計	5,426	5,440	4,322	79%↓

【低学年の認知件数減少について】

状況：学校間で低学年の認知件数の差が顕著



対応：以下のことを学校に周知

- ・子どもの訴えやアンケートの記述内容について、事実や事情を確かめ、いじめにつながる因子があるかを見極めること



結果：認知件数の妥当性、いじめの未然防止につながった

② 【発見の発端】

%	学校 (64. 8%)		学校以外からの情報 (35. 2%)			
	教員	アンケート	本人	保護者	友人	諸機関
小学校 (R6)	10.3	54.5	19.8	11.8	3.5	0.1
小学校 (R5)	10.6	50.1	27.6	9.3	2.3	0.1
小学校 (R4)	8.4	57.6	23.6	8.1	2.2	0.1

2 いじめの現状について

(1) 小学校のいじめの認知件数について

③月別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R6	470	648	765	377	0	316	421	338	206	276	295	210	4,322
R5	467	644	730	414	8	477	562	527	358	421	521	311	5,440
R4	329	546	793	322	10	429	594	690	496	405	455	357	5,426

④いじめの様態別

いじめの主な様態	R 4 (件数)	R 5 (件数)	R 6 (件数)
ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	2981	3210	2353
イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。	384	366	368
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1335	1245	859
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	229	180	172
オ 金品をたかられる。	23	15	20
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	180	202	195
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	336	429	401
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	39	32	43
ケ その他	214	159	163

2 いじめの現状について

(2) 小学校のいじめ認知についてのまとめ

①月別で は5月、6月のいじめ認知が多い

→人間関係が固定される時期に注意が必要

②SNSによるいじめ認知が年々増加している

→SNSトラブルの低年齢化

③「冷やかしやからかい...」の様態が最も多い

→軽微ないじめの因子を認知し、早期に対応

2 いじめの現状について

(3) 中学校のいじめの認知件数について

① 学年別

	R4計	R5計	R6計	前年比
1年	381	326	392	120.2%↑
2年	244	226	236	104.4%
3年	100	86	103	119.8%↑
計	725	638	731	114.6%↑

② 【発見の発端】

%	学校(35.6%)		学校以外からの情報(64.4%)			
	教員	アンケート	本人	保護者	友人	諸機関
中学校(R6)	14.6	21.0	46.6	17.4	0.3	0.1
中学校(R5)	17.6	43.1	20.9	13.3	4.9	0.2
中学校(R4)	19.4	31.8	26.1	14.3	8.0	0.4

① 1年生の認知件数が最も多い

→複数の小学校が集まる学校もあり、新たな人間関係づくりに伴うトラブルの増加

② 本人からの訴えが最も多い

→嫌なことをあった際、自ら申し出ることができる環境にある子どもが増えている

2 いじめの現状について

(3) 中学校のいじめの認知件数について

③月別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R6	57	113	91	41	0	71	94	74	35	54	64	37	731
R5	48	77	81	41	8	82	54	72	31	51	61	32	638
R4	39	96	95	58	12	76	83	74	43	56	62	31	725

④いじめの様態別

【いじめの主な態様】	R 4 (件数)	R 5 (件数)	R 6 (件数)
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	505	431	532
イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。	51	50	65
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	97	80	88
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	17	16	14
オ 金品をたかられる。	3	8	4
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	29	29	26
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	29	34	39
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	92	70	71
ケ その他	26	11	7

2 いじめの現状について

(2) 中学校のいじめ認知についてのまとめ

①月別では5月のいじめ認知が多い。

→人間関係が固定される時期に注意が必要

②「冷やかしやからかい...」の様態が最も多い

→軽微ないじめの因子を認知し、対応

③SNS関係の様態は、全体の10%未満

→認知しきれていない事案もある

3 豊橋市としての取り組みの成果と課題

(1) 積極的ないじめの認知

【児童生徒1、000人あたりのいじめの認知件数（件）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
豊橋市（小学校）	228.7	270.6	276.3
全国（小学校）	79.9	89.1	96.5
豊橋市（中学校）	57.2	69.4	62.0
全国（中学校）	30	34.3	38.1

【成果】 ○小中学校において、積極的ないじめ認知ができた。

→早期対応・指導・支援につながっている。

【課題】 ○認知し、対応したものの、解決に至らない事案がある。

○学校のいじめ認知といじめの被害者・加害者児童生徒
やその保護者の認識にずれが生じることがある。

3 豊橋市としての取り組みの成果と課題

(2) 学校と関係機関の連携を密にしたいじめ対応

- 学警連携協定をもとにした警察との連携
 - ・ 生徒指導情報交換会における情報共有
 - ・ SNSトラブル防止のための出前授業
- こども若者支援センター、教育相談室との連携した対応
 - ・ 悩みを抱える児童生徒への幅広い相談窓口
- スクールカウンセラー、臨床心理士の積極的な活用
 - ・ いじめの被害者・加害者双方への支援

【成果】 ○いじめの早期発見→対応につながっている。

○いじめの被害者に寄り添った支援につながっている。

【課題】 ○いじめの加害者をどのように指導・支援するか。

3 豊橋市としての取り組みの成果と課題

(3) 教職員の資質向上を旨とした研修の実施

- 児童生徒理解力向上
 - ・ 経験年数や職責に応じた児童生徒理解に関する研修の実施
- 適切な初期対応に向けて
 - ・ 管理職を対象とした学校トラブル対応研修の実施

【成果】 ○指導よりも支援という考え方が浸透した。

○いじめ問題について、法的根拠をもって対応する姿勢を学ぶことができた。

【課題】 ○対象者が限られている面があるため、より多くの教職員に周知する必要がある。

4 今後の方向性

(1) いじめの未然防止に向けて

- ◎ 道徳教育や人権教育の充実による **人権意識の醸成**
- ◎ 主体的活動の場を保障し、実感を伴った体験活動を通して、 **自己肯定感・自己有用感の育成**
- ◎ SNSトラブルの被害防止に向けた **情報モラル教育**

(2) 適切かつ迅速ないじめ対応に向けて

- ◎ **いじめ対策組織**の機能的かつ柔軟な対応
- ◎ **学校いじめ防止基本方針**の共通理解と取り組みの見直し
- ◎ **第三者機関含む関係機関**とのさらなる連携強化